2. 区長の委嘱と業務について

(1)区長の委嘱について

代表区または自治区から推薦いただいた方を、代表区長及び自治区長（以下「区長」という。）として、市長が委嘱しています。

区長の任期は2年ですが、再任を妨げません。

①区長の担任事務

【自治区長】

・担当区域の住民に対する行政情報の周知に関すること。
・市から配送される広報印刷物の配布に関すること。
・担当区域の住民の福祉に関すること。
・担当区域における防災に関すること。
・担当区域に係る各種調査、報告等に関すること。
・その他、市長が必要と認める事項

【代表区長】

・担当区域における自治区長間の連絡及び調整に関すること。
・住民の意見及び要望事項の伝達に関すること。
・下妻市自治区長連合会の総会への出席に関すること。

②報償金

自治区長の報償金は、均等割と世帯数に応じた世帯割で支給されます。

〇均　等　割　　11,000円
〇世　帯　割　　1,200円（1世帯あたり）

代表区長の報償金は、均等割と区長数割で支給されます。

〇均　等　割　　11,000円
〇区長数割　　1,500円（1自治区あたり）

※担当区がない代表区長には代表区長報償金の支払いはありません。
※世帯割と区長数割は、当該年度の2月1日現在における自治区長の数及び自治区に加入している世帯の数を算定基礎とします。

お問合せ：総務課行政管理係　電話４３－２１１５

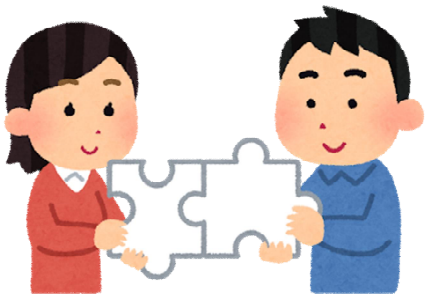

(2)自治区長業務のあらまし

自治区長の業務としては具体的に下記のものがあげられます。

〇市からお願いするもの

【秘　　書　　課】　「広報しもつま」等の広報印刷物の配布
【消 防 防 災 課】　総合防災訓練、水害対応避難訓練への参加調査
【福　　祉　　課】　日赤会員募集（赤十字活動資金の集金）
【環　　境　　課】　市民清掃デーにおけるごみ袋引換券の配布
【社会福祉協議会】　社協会費募集、赤い羽根共同募金運動への協力
【調 査 担 当 課】　市役所各課からの調査依頼

※災害時には、支援が必要となる方の安否確認、避難支援等にご協力をお願いすることがあります。（民生委員にも同様のお願いをしています。）

〇自治区内での主な活動（自治区によって活動内容は異なります）

・地域の責任者として、地域内の連絡調整を行い、円滑な地域運営を図る。
・清掃活動等の地域活動や行事・お祭り等などの運営及び参加。
・地区内での要望等を市役所各担当課へ連絡

（※P5 (3)区長業務のお問い合わせ先についてを参照）

回覧板のバインダーの配布

地域内での連絡やお知らせ等を自治会内で共有する手段として、回覧板が活用されています。

長期間の使用による劣化や損傷がある場合には、新しいバインダーを配布しています。必要な場合は、総務課にてお渡ししていますので、ご利用ください。

お問合せ：総務課行政管理係　電話４３－２１１５

(3)区長業務のお問い合わせ先について

自治区の運営	総務課:43-2115
広報紙等配布物の部数変更、不足など	秘書課:43-2112
ごみの持ち込み	クリーンポートきぬ:43-8822
ごみの分別、出し方、回収日	環境課:43-8234
市民清掃デー	環境課:43-8234
集積所資源物コンテナの交換・補充	環境課:43-8234
バキュームカーの借用(道路側溝清掃用)	環境課:43-8234
道路の補修、危険箇所等の連絡	建設課:45-8125

☆道路側溝の清掃は地域の皆様にお願いしています。

自主防災組織の設立・運営	消防防災課 危機管理室:43-8306
防災無線・防災ラジオ	消防防災課 危機管理室:43-8306
避難行動要支援者名簿について	消防防災課 危機管理室:43-8306
防災メールの配信登録	消防防災課 危機管理室:43-8306
空き家に関する相談	消防防災課(空家対策係):43-2119
交通安全施設(カーブミラー、標識など)	消防防災課(交通防犯係):43-8309
LED 防犯灯の設置	消防防災課(交通防犯係):43-8309
LED 防犯灯の修繕(24 時間対応)	維持管理事務局コールセンター:0120-057-731
日赤会員募集	福祉課:43-8249
社協会費・赤い羽根共同募金	下妻市社会福祉協議会:44-0142
高齢者の総合相談窓口	長寿支援課 地域包括支援センター:43-8264

☆「認知症かな?」など、地域の高齢者に関する困りごとや悩み、どこに相談していいか分からない場合も、まずはご相談ください。

その他担当課がわからない場合などは

≪総務課(43-2115)≫

お問合せ:総務課行政管理係　電話43－2115

(4)区長業務に係る補償制度について

区長の担任事務や業務を行う際の事故に対し、見舞金制度を設置しています。
次の補償となる事故が発生した場合は、速やかに、総務課までご連絡ください。

〈補償の内容〉

内 容	見 舞 金
死　亡	100 万円
後遺障害	障害の程度に応じ、4万円～100万円
入　院	入院日数　1日～15日　10,000 円 16日～31日　20,000 円 31日～60日　30,000 円 61日～90日　40,000 円 91日以上　50,000 円

〈留意事項〉

1 市役所等との往復途上は、補償の対象外となります。
2 その他、対象とならない主な事例は、次のとおりです。
①故意・重大な過失
②自殺行為・犯罪行為または闘争行為
③無資格運転・酒酔い運転
④脳疾患、疾病または心神喪失
⑤地震・噴火
⑥頸部症候群（むちうち症）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの など

お問合せ：総務課行政管理係　電話４３－２１１５

(5)選挙に係る注意事項について

【選挙運動について】

自治区には、様々な政党や候補者を支持する方々が加入していると考えられます。選挙は住民各々の自由な意志にもとづき行われなければならないため、個人の自由な意志に反する投票依頼や票の取りまとめが行われることは、投票の自由が侵害されるおそれがありますので慎重な対応が求められます。

自治区が特定の政党や候補者のために利用されることは好ましくありませんが、自治会を構成する個人が特定の政党や候補者を支援することまで制限するものではありません。

なお、地方自治法第260条の2第1項で規定する認可地縁団体（※12ページ参照）については、同条第9項において、「認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない」とされておりますのでご注意ください。

【寄附の禁止について】

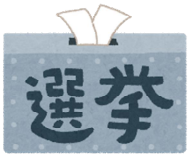

政治家や候補者などが、選挙区内の人にお金や物を贈ること（例えば自治区の運動会、集会、旅行、お祭りなどへの寸志や飲食物の差入れなど）は、寄附にあたり禁止されています。

また、有権者から政治家や候補者などに対して寄附を要求することも禁止されています。

お問合せ：選挙管理委員会（総務課）　電話４３－２１１５